

令和6年7月18日

第13回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第13回総会議事録

1. 日 時 令和6年7月18日(木) 午後2時

2. 会 場 市民会館 301号室

3. 出席委員 21名

4. 出席の委員

1番	栗原 武弘	2番	佐藤 國夫	3番	柴山 栄重
4番	後藤 洋二	5番	中村 謙一	6番	野崎 俊幸
7番	山岸由美子	8番	浪岡 真澄	10番	油井 妙子
11番	菅野 秀夫	12番	菅野 善晴	15番	安齋 昭通
16番	尾形 寅昭	17番	古関 恵子	18番	柴田 徳男
19番	武田 勇夫	20番	齋藤 貴裕	21番	半澤 幹夫
22番	阿部 哲也	23番	佐藤 裕一	24番	玉根 吉光

5. 欠席の委員

9番	曳地 正人	13番	菱沼寿美恵	14番	渡邊 正芳
----	-------	-----	-------	-----	-------

6. 事務局の出席者

事務局 長	阿藤 裕之				
次長兼農地係長	阿部 三起夫	主 査	小針 道理		
庶務係長	丹治 薫	会計年度任用職員	渡辺 久美子		

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出について
- 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第6号 現況確認証明願出について
- 第7号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第8号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
- 第9号 遊休農地の区分の判断について
- 第10号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について
- 第11号 青年等就農計画の認定に係る承認議決について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
次長	9番 曳地正人委員、13番 菱沼寿美恵委員、14番 渡邊正芳委員より 欠席の旨、届出がありました。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、21名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第13回総会を開催いたします。 福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。 2番：佐藤國夫委員、15番：安齋昭通委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の小針主査を指名いたします。 福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。 会期は、本日午後4時までとしたいと思います。ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後4時までと決定いたします。 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
次長	【議案第1号から報告までを上程する。(203件)】 合計203件、令和6年7月18日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転10件、使用貸借権設定4件、計14件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番(発言を求める。)
議長	佐藤委員(発言を許可する。)
2番	整理番号1番について説明いたします。譲渡人が体調不良のため、譲受人が以前から申請地を耕作しており所有権移転をするものです。譲受人は高齢ですが、農地保全のためにも頑張っていたいただき、我々が見守っていかうということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号2番から4番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおり

	りです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	山岸委員（発言を許可する。）
7番	整理番号2番から4番について説明いたします。整理番号2番ですが、譲受人は花木を栽培しており、自宅付近で耕作利便のため所有権移転をするものです。ユーカリを植える予定で周囲の農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号3番ですが、譲受人は、新規営農開始のため、畑を借りて野菜をつくるということで、使用貸借権の設定をするものです。周辺は梨畑が多く、耕作する農地には現在かぼちゃが植えてありますがラディッシュを作る予定です。整理番号4番ですが、譲渡人と譲受人は親子で、父親の土地を息子が借り、使用貸借権を設定するものです。すでにトマト、きゅうりなどを栽培していますので、今後も継続して栽培していくため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号5番及び3ページ6番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	油井委員（発言を許可する。）
10番	整理番号5番、6番について説明いたします。2件とも所有権移転となっております。整理番号5番ですが、譲受人の自作地続きで綺麗に整備されており、周辺農地への影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号6番ですが、周囲を住宅と畑に囲まれており、譲受人が自家消費栽培のために取得するもので、周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号7番及び8番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
11番	議長11番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
11番	整理番号7番、8番について説明いたします。自作地相互の交換ですが、面積が110㎡と206㎡ということで倍近く面積の差がありますが、道路を挟んでお互いの農地が飛び地になっており交換することにより、自作地続きで耕作の利便が良くなるということです。お互いに納得しており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

3番	議長3番（発言を求める。）
議長	柴山委員（発言を許可する。）
3番	お互いにももを栽培して状況も似ており、お互いの利便性を考えた交換ということは分かりますが、面積の差が大きいことに対する不公平という意見はなかったのでしょうか。私達の野菜栽培中心の地区では、倍の面積による交換はないので教えてください。
11番	家が隣同士で、以前より交換の話が出ており今回話が進みました。ただこの農地は山の上の方で、だんだん耕作しなくなっている農地が増えている地区で、お互いの利便になればいいと聞いております。
議長	円満に交換ということですね。
11番	はい。
議長	よろしいでしょうか。
3番	はい。
議長	その他ございませんか。 〔発言なし〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号9番から4ページ11番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
19番	議長19番（発言を求める。）
議長	武田委員（発言を許可する。）
19番	整理番号9番から11番まで説明をいたします。整理番号9番の譲渡人と譲受人は兄弟で、譲受人が定年退職を迎え新規営農開始のため使用貸借権の設定をする案件です。数年前からりんごや野菜類を耕作しており特に問題はありません。整理番号10番ですが、譲受人が以前、周辺農地を所有者移転するときに、今回の申請地に小屋があったために申請ができず、今回小屋を撤去し申請する案件です。周辺の農地もすべて耕作されていますので、問題なしと判断しました。整理番号11番ですが、譲受人が経営規模拡大のため、所有権移転をするものです。3件とも、周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号12番から14番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	整理番号12番から14番について説明いたします。整理番号12番ですが、譲渡人は相続しましたが耕作ができず、農業を営んでいる親戚の譲受人に所有権移転するものです。整理番号13番ですが、譲受人が空き家と共に農地を取得し自家消費栽培をするものです。整理番号14番ですが、他の法人が借りていましたが、譲渡人に返却され、譲受人が引き続き栽

	培を計画し、地元の住民を雇い、もも栽培を継続するものです。3件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から14番までの14件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の5ページをご覧ください。議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出についての案件は、許可を受けた農地について売買が出来なくなったための取消願出で、市処分案件です。 区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	油井委員（発言を許可する。）
10番	整理番号1番について説明いたします。令和5年8月に許可になりましたが、その後売買条件について、双方食い違いが生じ、登記に至らずにありました。また管理費用の取り扱い等についても食い違いが生じ、双方解約となりました。区域協議会では取り消しはやむを得ないと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の自己転用2件で、市処分案件です。 申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	整理番号1番について説明いたします。申請者が貸住宅拡張をするもので、周辺農地に影響

	もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
11番	議長11番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
11番	整理番号2番について説明いたします。住宅の一部が農地に越境していることが判明したため、分筆して追認申請するものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の7ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転3件、賃借権設定1件、使用貸借権設定3件、所有権移転及び賃借権設定1件、計8件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	整理番号1番について説明いたします。申請者は親子関係で、露天駐車場敷地の拡張で周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）

議長 7番	山岸委員（発言を許可する。） 整理番号2番について説明いたします。以前一時転用で土地を借り土地改良造成を行いました たが、耕作途中で譲渡人が体調不良となり、獣害などがあり耕作に向かないため、譲受人が 資材置場としての所有権移転をするものです。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題な しと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 次長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号3番、整理番号3番及び4番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりで す。よろしくをお願いいたします。
議長 10番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長10番（発言を求める。）
議長 10番	油井委員（発言を許可する。） 整理番号3番、4番について説明いたします。整理番号3番ですが、工場敷地に連続する露 天駐車場として使用するもので、周辺農地に影響がないことを確認しました。整理番号4番 ですが、譲受人と譲渡人は親子関係で、分家住宅を建てるものです。2件とも区域協議会で は問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 次長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号4番、整理番号5番及び8ページ6番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」の とおりです。よろしくをお願いいたします。
議長 11番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長11番（発言を求める。）
議長 11番	菅野委員（発言を許可する。） 整理番号5番、6番について説明いたします。整理番号5番ですが、譲受人が所有権移転し て一般住宅を建てるものです。整理番号6番ですが、譲渡人と譲受人は親子関係で、譲受人 が分家住宅を建てるものです。2件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審 議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 次長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号5番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろ しくをお願いいたします。
議長 19番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長19番（発言を求める。）
議長 19番	武田委員（発言を許可する。） 整理番号7番について説明いたします。譲渡人と譲受人は親子関係で、一般住宅を建てるも の です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろし くをお願いいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号8番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号8番について説明いたします。水道工事に伴う資材置場とするための一時転用で、周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から8番までの8件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の9ページをご覧ください。議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて、事業計画の内容を変更することによる変更承認申請1件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件をすべて満たすものと考えます。 区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	油井委員（発言を許可する。）
10番	整理番号1番について説明いたします。営農型太陽光発電設備敷地に関するものであり、当初の事業計画を実施するにあたり、詳細に測量を行った結果、申請地内の地形、傾斜が地形図と異なっていたため、現況の地形、傾斜に対応する太陽光発電設備の、再配置の必要が生じたことに伴う事業計画の変更となっております。設備概要に関しては、東北電力との協議により開閉設備を特高変電設備内に設置する形に変更となっております。区域協議会においては、区域に対する説明もされており、洪水対策としての変更なので、見守るべきとして問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕

議長	異議なしと認め、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり承認と決定いたします。
	次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の10ページをご覧ください。議案第6号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。
	区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	山岸委員（発言を許可する。）
7番	整理番号1番について説明いたします。現況確認証明願について、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認したところ、山林化しており農地に戻すことは困難と区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
11番	議長11番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
11番	整理番号2番について説明いたします。6月26日に事務局、農業委員、推進委員全員で現地確認をしました。平成12年頃から耕作を放棄し、現在は山林化しており農地復元は困難と区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号区域番号6番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号3番について説明いたします。平成12年頃から、高齢と病気のために耕作ができなくなり、現地確認の結果すでに山林化しており、農地に戻すことは困難であると区域協議会では判断をしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、

	ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第6号 現況確認証明願出について、整理番号1番から3番までの3件、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の11ページをご覧ください。議案第7号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、福島市長より農用地利用集積計画の適否について判断を求められた案件です。一般分の利用権設定が51件、140,614㎡、所有権移転が3件、11,584㎡、福島県農業振興公社への貸付分が22件、32,836㎡で、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。
	まず一般分の利用権設定です。12ページ、区域番号1番、整理番号1番から4番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	整理番号1番から4番について説明いたします。4件まとめて説明いたします。借受人は地域の担い手として頼りにされている方なので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号5番から13ページ10番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	山岸委員（発言を許可する。）
7番	整理番号5番から10番について説明いたします。整理番号5番ですが、借受人は貸付人から、申請した田んぼを借りて耕作していました。使用貸借権の新規設定をするものです。整理番号6番、7番ですが、借受人は貸付人に以前から頼まれて耕作しており、貸借権の再設定を申請するものです。整理番号8番ですが、借受人は貸付人から耕作して欲しいと頼まれ、すでに耕作しており貸借権の新規設定を申請するものです。整理番号9番ですが、借受人は、貸付人の耕作していた隣の畑を耕作しており、貸付人から借りて欲しいということで、貸借権の新規設定を申請するものです。整理番号10番ですが、借受人が貸付人に以前から借りていた畑の利用期間が終了となるため、5年の継続のため再設定を申請するものです。6件とも、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号11番から14ページ24番までの14件、詳細は「議案書」のと

おりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 油井委員（発言を許可する。）

10番 整理番号11番から24番まで説明をいたします。再設定の6件は、きちんと耕作していることを確認しました。新規の、整理番号13番、14番、18番、21番、22番、23番、24番、については、借受人の父親からの変更で新たに借り受けしたものです。米を中心とした、大規模農家です。整理番号20番については、成木のももの借り受けであり、貸付人と面談し確認しました。以上すべて区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 15ページ、区域番号4番、整理番号25番及び26番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

11番 議長11番（発言を求める。）

議長 菅野委員（発言を許可する。）

11番 整理番号25番、26番について説明いたします。整理番号25番ですが、再設定の申請です。借受人は高齢になってきましたが元気でやる気が十分なので問題なしと判断いたしました。整理番号26番ですが、借受人の方は40歳代で若く、以前から耕作しており問題なしと区域で判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 区域番号5番、整理番号27番から16ページ39番までの13件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 柴田委員（発言を許可する。）

18番 整理番号32番から37番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。18番 柴田徳男委員、一時退席願います。

〔一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 武田委員（発言を許可する。）

19番 整理番号27番から39番について説明いたします。整理番号27番から29番ですが再設定で、大規模経営をしている方なので問題ないと判断しました。整理番号30番から38番は、別の方が委託されて耕作していた田んぼですが、高齢のため耕作ができなくなり、農地

所有者に返還される事になり、荒れ地にならないよう推進委員が担い手を探しまして、借受人に水稻耕作をお願いしました。整理番号39番ですが、新規となっておりますが、親から子に借人を変更するので、問題ないと思います。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 17ページ、区域番号6番、整理番号40番から18ページ45番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 半澤委員（発言を許可する。）

21番 整理番号40番から45番について説明いたします。整理番号40番、45番は再設定で、整理番号41番から44番は新規です。いずれの借受人も適正に耕作をしておりますので、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 19ページ、区域番号7番、整理番号46番から51番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 玉根委員（発言を許可する。）

24番 整理番号46番から51番について説明いたします。整理番号46番、49番、50番は再設定できちんと耕作しているので問題ありません。整理番号47番、48番、51番は新規で、整理番号46番は、規模拡大のため問題なしと判断いたしました。整理番号48番はりんごを栽培予定ですが、近くに助言者がいるので問題なしと判断いたしました。51番ですが、水田の規模拡大できちんと耕作しているので問題ないと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 次に、20ページ、一般分の所有権移転です。区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 山岸委員（発言を許可する。）

7番 整理番号1番について説明いたします。譲渡人は高齢で持病があるため、譲受人に所有権を移転するものです。譲受人は野菜を栽培していますが、息子がぶどうとりんごを栽培しており、2年後には孫が帰ってきて一緒に栽培するため規模拡大をするものです。区域協議会で

は問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 区域番号4番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

11番 議長11番（発言を求める。）

議長 菅野委員（発言を許可する。）

11番 整理番号2番について説明いたします。譲渡人は高齢で後継ぎもいないため、近くで耕作している譲受人が申請地を購入し耕作するものです。30歳代と若い方で、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 区域番号5番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 武田委員（発言を許可する。）

19番 整理番号3番について説明いたします。譲渡人は高齢で耕作が難しく、譲受人が所有権移転をするものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 次に、21ページ、福島県農業振興公社分です。区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番（発言を求める。）

議長 佐藤委員（発言を許可する。）

2番 整理番号1番について説明いたします。令和6年1月18日の総会で、認定新規就農者として承認を受けており、農業振興公社を通じて土地を借り、きゅうり、ネギを中心の栽培計画を持っており、真面目に耕作していくと思いますので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 区域番号2番、整理番号2番から4番までの3件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	山岸委員（発言を許可する。）
7番	整理番号2番から4番について説明いたします。整理番号2番ですが、J Aからの移行なので問題ないと判断いたしました。整理番号3番、4番ですが、新規就農のため10年の利用権設定の申請となります。借受人の方は市外在住ですが、7月に飯坂に引っ越してくる予定です。1年間市外から通い、雇用され就農をしていました。今後も指導を受けながら営農していくということで、区域協議会では見守りながら育てていこうということで問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
次長	区域番号3番、整理番号5番及び6番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	油井委員（発言を許可する。）
10番	整理番号5番、6番について説明いたします。借受人の2人と貸付人は親子関係で、区域協議会では問題なく耕作すると判断いたしました。ご審議のよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
次長	22ページ、区域番号4番、整理番号7番から13番までの7件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
11番	議長11番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
11番	整理番号7番から13番について説明いたします。整理番号7番、8番ですが、貸付人が耕作してくれる方を探してほしいということで、担当区域の推進委員が担い手を探しまして、借受人は新規ですが現在も農業をしており規模拡大するものです。整理番号9番から12番ですが、J Aからの移行なので問題ないと判断しました。整理番号13番ですが、新規となっておりますが、以前から借りている農地を契約するので問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
次長	23ページ、区域番号5番、整理番号14番及び15番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
19番	議長19番（発言を求める。）

議長	武田委員（発言を許可する。）
19番	整理番号14番、15番について説明いたします。借受人は新規就農者で、きゅうりを栽培する農地が必要ということで、借りることになりました。今後、経営規模拡大も見越しており、区域協議会では問題ないと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
次長	24ページ、区域番号6番、整理番号16番から22番までの7件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号16番から22番について説明いたします。すべてJAからの移行で、借受人の方は適切に耕作をしており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第7号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。 18番 柴田徳男委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。 （入室、着席する。）
議長	それでは、議事を再開します。 次に、議案第8号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の25ページをご覧ください。議案第8号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、福島市長より農用地区域の一部変更に対する意見を求められた案件です。 26ページ、区域番号7番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	整理番号1番について説明いたします。分家住宅を建てるもので、周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第8号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第8号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第9号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の27ページをご覧ください。議案第9号 遊休農地の区分の判断についての案件は、農地の現況について福島市長より判断を求められた案件です。福島市長の依頼に基づき、区域担当委員と共に現地確認調査を実施した結果、「1号遊休農地」と「遊休農地ではない」筆に判断されました。
	区域番号3番、整理番号1番から5番までの5件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	油井委員（発言を許可する。）
10番	整理番号1番から5番について説明いたします。6月28日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認を行いました。整理番号1番ですが、梅や柿などを植えられていた形跡はありますが、現在手入れをされずに荒れていることを確認しました。整理番号2番ですが、保全管理がされており、一部耕作がされておりましたので遊休農地ではないと判断をいたしました。整理番号3番から5番ですが、周囲ともに竹林化して笹藪になっており1号遊休農地と判断しました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第9号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第9号 遊休農地の区分の判断について、整理番号1番から5番までの5件、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第10号について事務局の説明を求めます。
庶務係長	議案書の28ページをご覧ください。議案第10号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についてでございます。こちらにつきましては、認定農業者から申請のあった農業経営改善計画が、市の基本構想に照らして適切なものであること、農用地の効率的かつ総合的利用を図るために適切であること、達成される見込みが確実であること、などの要件を満たす場合、認定農業者の認定を行うことにより、区域協議会、総会の意見が7月25日に開催される農業経営改善計画認定会議に反映され、審議されるものでございます。現状5年後の目標が達成される見込みがあるか否か等につきまして、ご審議をお願いいたします。
	29ページ、新規の認定農業者につきまして、区域番号4番、整理番号1番の1件、内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
11番	議長11番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
11番	整理番号1番について説明いたします。申請者は家族経営で、一生懸命耕作していますので、

	5年後の目標も達成できると、区域協議会では判断しました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	区域番号4番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
16番 議長	議長16番（発言を求める） 尾形委員（発言を許可する。）
16番	整理番号2番については、私が関連する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議長	議事を一時休議します。16番、尾形真昭委員、一時退席願います。 〔一時退席する〕
議長	それでは、議事を再開します。 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
19番 議長	議長19番（発言を求める。） 武田委員（発言を許可する。）
19番	整理番号2番について説明いたします。申請者は今年3月に設立された法人で、花き、花木、水稻の複合経営となります。来年には5町歩くらい増やす予定です。5年後の目標も達成できると、区域協議会では判断しました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 庶務係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします 続きまして30ページ、認定農業者の再認定について、区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番 議長	議長7番（発言を求める。） 山岸委員（発言を許可する。）
7番	整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番ですが、申請者は家族経営で、水田を沢山借りておりまして、農業機械も所有しており再認定に問題ないと判断いたしました。整理番号2番ですが、申請者は果樹中心の栽培をしており、今後は水田を減らし、果樹類の所得向上を目指すということで、再認定に問題ないと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 庶務係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号3番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）

議長	油井委員（発言を許可する。）
10番	整理番号3番について説明をいたします。申請者は仁井田地区の中核農家で、さくらんぼ、もも、りんごと、果樹を中心に農業をしております。5年後の目標を達成できると思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	区域番号4番、整理番号4番から31ページ9番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
11番	議長11番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
11番	整理番号4番から9番について説明いたします。現在もきちんと耕作している方々です。整理番号5番につきましては、面積が増えますが、雇用人数を増員するということで問題なしと判断いたしました。整理番号9番ですが、面積が若干減りますが、水稻を辞めて果樹栽培に移行していくものです。いずれも、5年後の目標を達成できると思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	油井委員（発言を許可する。）
10番	整理番号12番のJークレジットはどういうものか教えていただきたいと思います。
議長	事務局お願いします。
庶務係長	事務局からJークレジット制度についてご説明いたします。Jークレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や、再生可能エネルギーの利用によるCO ² 等の排出削減量、適切な森林管理によるCO ² 等の吸収量をクレジットとして国が認証する制度です。本制度につきましては、農業でCO ² を削減した分をクレジットとして、事業所等に販売することによって、農業者が収入を得ることができるという制度になります。本制度により創出されたクレジットは、経団連のカーボンニュートラル行動計画の目標達成ですとか、カーボンオフセットなど様々な企業の用途に活用することができ、農業者が収入を得ることができるという制度になっております。
議長	油井委員、皆さんわかりましたか。
10番	はい。実際に県内でやられている方はおりますか。
庶務係長	福島県内で実施されているかどうかは、調べはついておりませんが、新潟県のJA越後で、水田の中干し期間を延長することによってCO ² 削減をするという取り組みを、JAとNTTが組んで地域の農業者と実施しているというのが最近の動きではありました。
議長	よろしいでしょうか。
10番	はい。
議長	その他ございませんか。
	〔発言なし〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

庶務係長	区域番号5番、整理番号10番から32ページ13番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
17番	議長17番（発言を求める）
議長	古関委員（発言を許可する。）
17番	整理番号13番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議長	議事を一時休議します。17番、古関恵子委員、一時退席願います。 〔一時退席する〕
議長	それでは、議事を再開します。 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
19番	議長19番（発言を求める。）
議長	武田委員（発言を許可する。）
19番	整理番号10番から13番について説明いたします。整理番号10番ですが、果樹栽培をしており、1度トラクター転倒で大けがをしています。80歳まで頑張ると言っております。整理番号11番ですが、複合経営で経営面積は減りますが、ぶどう栽培を加えて所得の向上を目指しています。整理番号12番ですが、労働力の分散と効率化を図り、研修会等に参加し、技術の向上を目指しておりますので、頑張ってもらいたいと思います。整理番号13番ですが、これからも水稻を受託し、規模拡大を目指しております。以上4件、5年後の目標も達成できると思います。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	区域番号7番、整理番号14番から34ページ22番までの9件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
22番	議長22番（発言を求める）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
22番	整理番号14番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議長	議事を一時休議します。22番、阿部哲也委員、一時退席願います。 〔一時退席する〕
議長	それでは、議事を再開します。 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	整理番号14番から22番の申請者は、いずれの方々も中核をなす農家の方でありまして、経営改善計画の内容につきましては、区域協議会では適正と判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

庶務係長	続きまして35ページ、変更について、区域番号5番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
19番	議長19番（発言を求める）
議長	武田委員（発言を許可する。）
19番	整理番号1番の申請者ですが、現在は水稻栽培をしている法人ですが、ぶどう栽培を取り入れて、経営の安定化と所得向上を目指しておりますので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第10号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第10号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。 16番 尾形寅昭委員、17番 古関恵子委員、22番 阿部哲也委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。 （入室、着席する。）
議長	それでは、議事を再開します。 次に、議案第11号について事務局の説明を求めます。
庶務係長	議案書の36ページをご覧ください。議案第11号 青年等就農計画の認定に係る承認議決についてでございます。申請のあった青年等就農計画が、市の基本構想に照らして適切なものであること、達成される見込みが確実であること、などの要件を満たす場合、認定新規就農者の認定を行うことにより、区域協議会、総会の意見が7月25日に開催される農業経営改善計画認定会議に反映され、審議されるものでございます。現状5年後の目標が達成される見込みがあるか否か等につきまして、ご審議をお願いいたします。 37ページ、新規の認定新規就農者につきまして、区域番号1番、整理番号1番の1件、内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番（発言を求める）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	整理番号1番について説明いたします。申請者は今年4月総会で、農地利用集積計画が承認されており、大きくきゅうり栽培をしている農家で雇用されておりましたが、独立しきゅうり栽培するということで意欲のある方ですので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	区域番号2番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める）
議長	山岸委員（発言を許可する。）
7番	整理番号2番ですが、今回の議案第7号関連です。申請者はご夫婦での共同申請で、今後指導を受けながら経営していくということですので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	区域番号3番、整理番号3番及び4番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める）
議長	油井委員（発言を許可する。）
10番	整理番号3番、4番について説明いたします。整理番号3番は、きゅうりと施設野菜としていちごを予定しております。整理番号4番もきゅうりを作付する予定となっております。2人とも経営目標を持って頑張ってくれるものと判断をいたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	38ページ、区域番号7番、整理番号5番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	整理番号5番について説明いたします。申請者は女性で、もも100aを1人で作業できるのか区域協議会で話し合いました。労働力に入っておりませんが、男性の方が一緒に作業するというので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	続きまして39ページ、認定新規就農者の変更について、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番（発言を求める）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	整理番号1番について説明いたします。申請者は第11回総会において、新規認定農業者で承認を受けました。今回、経営面積の変更が主なものです。パイプハウスを譲り受けられな

	くなり、施設野菜の栽培をまだ始められないため、現状の経営面積を変更しております。パイプハウスはＪＡ等の支援を受けて手配中で、今後は施設野菜も栽培する予定です。大変真面目な方で期待を持って承認したいと思います。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	区域番号４番、整理番号２番の１件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
１１番	議長１１番（発言を求める）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
１１番	整理番号２番について説明いたします。ぶどうの雨よけ施設を導入する内容と共同申請に変更するものです。地域で本当に頑張ってやっている方なので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	区域番号５番、整理番号３番の１件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
１９番	議長１９番（発言を求める）
議長	武田委員（発言を許可する。）
１９番	整理番号３番について説明いたします。新規就農時、営農資金は自己資金と申請しましたが、青年等就農資金に変更した案件です。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第１１号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第１１号 青年等就農計画の認定に係る承認議決について、原案のとおり決定いたします。
議長	次に、報告を事務局よりお願いします。
次長	議案書４０ページ、報告第１号から５１ページ報告第６号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
２番	議長２番（発言を求める）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
２番	議案第１０号農業経営改善計画の認定に係る承認議決について、市長より意見を求められたので、承認するものであるということですが、このような内容は議案にする必要があるのでしょうか。
議長	事務局、何かありますか。

局長	市長部局で法律上農業委員会の意見を聞くようになっているのか確認させていただいて、次回の総会までにご回答させていただければと思います。
議長	佐藤委員、よろしいですか。
2番	はい。
議長	これで本日の議事を全て終了いたします。 閉会のことばを、尾形会長代理よりお願いいたします。
会長代理	〔尾形会長代理より閉会の言葉〕 慎重審議ありがとうございました。 これで、第13回総会を終了いたします。

(午後3時45分)

令和6年7月18日

これは、福島市農業委員会第13回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人2番 佐藤 國夫

議事録署名人15番 安齋 昭通